

平成 30 年 6 月 26 日

経済産業省経済産業政策局産業再生課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の  
整備に関する省令（案）等」に対する意見等

今般、標記省令案等（平成 30 年 5 月 28 日公表）に係る意見募集に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（案）等」に対する意見等

該当箇所	意見等	理由等
省令案第 34 条 第 1 項	・省令案第 34 条第 1 項の意見聴取および当該意見聴取を前提とする法第 59 条第 1 項の確認を行うのは、事業再生 ADR において、多数の債権者が合理的な事業再生計画案であると認めているにもかかわらず全員一致の同意が成立せず、法第 59 条第 1 項の確認をせずに法的整理手続へ移行した場合、事業価値を維持しながら事業再生を図ることが困難なとき（または同等の事情にあると考えられる合理的な理由があるとき）に限られることを、念のため、確認したい。	・本改正の趣旨は、事業再生 ADR およびそれに続く法的整理手続への移行の円滑化を図ることにあると承知しており、事業再生 ADR において多数の債権者の意向に反するなど、およそ合理的と考えられない事業再生計画案の成立（促進）を図るものではないことを念のため確認したい。
省令案第 34 条 第 1 項	・「法第 59 条第 1 項の規定による求め」について、様式等を定めるべきではないか。	・手続フロー明確化のため。